

第5回入善町農業委員会議事録

平成26年11月27日午後1時30分から第5回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

| | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 綿利秋 | 2番 中島茂樹 | 3番 笹原信一 | 4番 塚田周一 |
| 5番 長田昭 | 6番 柳澤勝譽志 | 8番 鍋嶋太郎 | 10番 愛場正利 |
| 11番 窪野俊和 | 13番 松原二美榮 | 14番 上島幸夫 | 15番 野島浩 |
| 16番 市森孝義 | 17番 中島由起子 | 18番 手塚喜志子 | |

欠席委員

7番 寺崎敏明 9番 紺田與規一 12番 酒井良博

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

| | | |
|----------|------|------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 竹島秀浩 |
| 入善町農業委員会 | 係長 | 上田久志 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 上田敬章 |
| 入善町農業委員会 | 主事 | 柳澤拓也 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

| | |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件 |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件 |
| 日程第3 | 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第14号 農地法第4条の規定による意見進達について |
| 日程第5 | 議案第15号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第6 | 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について |

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦労様です。11月の今日みたいに天気の良い日は小春日和というそうですが、今年も数回でしょう。今年の農業委員会は、本日が最後となりました。本日もよろしく申し上げます。

昨日の、県で開催されました農業委員等研修大会にご参加の皆様、お疲れ様でした。そこで当委員会が表彰されたのですが、この表彰は、平成24年度に採択されたものだそうで、大臣の名前が以前のものとなっております。大変名誉のある賞をいただきました。

その研修の講演でありました、農業委員会の組織改革について、事務局体制を、市町村をまたいで統合するという話がありました。規制改革委員会において、決まったようですが、私が自民党に呼ばれてのヒアリング時に要望をあげた「農業委員会は特殊な組織なので、事務局職員も長い期間担当するような体制づくり」としていたのですが、違う方向に向かいつつあるようです。国の動向に注視していかなければいけないと思います。規制改革などの圧力に耐えつつ、要望はあげていかなければいけないと思います。

では、本日もよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第5回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。10番愛場委員と11番窪野委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

まず、申請番号1番、農地の所在は小摺戸〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、面積は577㎡です。譲渡人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町小摺戸〇〇番地の〇〇さんです。今回の申請にかかる農地は、一枚田が分割され別々の所有者となっていました。所有権の移転により、同じ所有者とするため、今回申請しています。

申請番号1番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定されている許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っており、通作時間が住居から5分と通作に支障はないと見込まれ、耕作者本人が40年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の取引による農地の取得は認められないというものですが、当該申請は信託の取引でないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は8,650㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため

転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員会による意見書の確認印は、松原委員に頂いております。

次に、申請番号2番、農地の所在は下山〇〇番、下山〇〇番、下山〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、合計面積は5,752㎡です。

譲渡人は、富山市新庄町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。

今回の申請にかかる農地は、以前から譲受人が耕作しており、権利関係を整理するために今回の申請となりました。

申請番号2番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っており、通作距離が住居から200mと通作に支障はないと見込まれ、耕作者本人が20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の取引による農地の取得は認められないというものですが、当該申請は信託の取引でないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は19,319㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員会による意見書の確認印は、寺崎委員に頂いております。

続いて、申請番号3番、農地の所在は下山〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、面積は282㎡です。

譲渡人は、申請番号2番と同じく、富山市新庄町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町下山〇〇番地の〇〇さんです。

今回の申請にかかる農地は、もとの宅地を農地に変更し、隣接する農地と一体的に耕作してもらうため、隣接農地の所有者に譲り渡す申請となっています。

申請番号3番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っており、通作距離が住居から1mと通作に支障はないと見込まれ、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的

に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の取引による農地の取得は認められないというものですが、当該申請は信託の取引でないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は24,431㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員会による意見書の確認印は、寺崎委員に頂いております。

最後に、申請番号4番、農地の所在は下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番、下飯野〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、合計面積は12,519㎡です。

譲渡人は、千葉県我孫子市並木〇〇丁目〇〇番〇〇、〇〇〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんです。

今回の申請にかかる農地は、親戚関係であるため利用権を設定せずに以前から譲受人が耕作していた農地で、権利関係を整理するため、今回の申請となりました。

申請番号4番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っており、通作距離が住居から500mと通作に支障はないと見込まれ、耕作者本人が10年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人でないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の取引による農地の取得は認められないというものですが、当該申請は信託の取引でないため、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、7ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は12,519㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請にかかる農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題はないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農業委員会による意見書の確認印は、塚田委員に頂いております。

以上4件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松原委員

申請番号1番を確認しました。申請者双方から事情を聴き、現場も確認したところ、問題はありませんでした。

事務局

申請番号2番と3番は、寺崎委員が確認しておりますが、本日欠席のため、伝言を預かっております。

「2件は、同じ譲渡人による申請ですが、それぞれ、実際の耕作者や、隣接農地の所有者に譲り渡す申請であり、農地が効率的に利用されるため、問題ないと考えます。」とのことです。

塚田委員

申請番号4番は私が確認しました。譲渡人は、相続により申請地を所有することになったのですが、県外に住んでいるため、実際の耕作者に譲り渡します。譲受人は、〇〇家の娘婿であり、実際に耕作をしていますので、特に問題ないと考え、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

農地法第3条の許認可事務において、大農機具が揃っていることは、許可要件になっているのですか。

事務局

農地を耕作していくことが要件であり、農地法自体には、農機具が揃っていることが要件として規定されているわけではありません。事務処理基準の中で、機械や労働力、技術等を踏まえ、総合的に勘案して判断することとされています。

笹原委員

申請番号4番のように、自作地がない人が農地を新たに取得できるのですか。

事務局

取得後の経営面積が、50アールを超えれば可能です。5反歩要件は、現在の耕作面積ではなく、申請後の面積で判定します。ですから、全く経営していない人が、新たに50アール以上の農地を取得して農業経営を開始するというのは可能です。

もちろん、その時に、取得後も農地を農地として耕作していくことができるかを、聞き取り等により確認する必要があります。

窪野委員

農地の権利を取得する者に、国籍要件はあるのですか。

事務局

農地法上の許可要件には、譲受人の国籍に関する規定はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

外国人が表面上の許可要件だけそろえ、農地を取得してしまうことを恐れての質問だと思いますが、逆の場合もあるようで、中国でも農地を簡単に取得できないため、中国の人から借りて耕作している日本人もいるようです。農産物の輸出入は難しいですが、農業技術の輸出入は進んでいるということです。

それでは、他にご意見等はございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第14号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第14号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町上飯野〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は3,498㎡です。申請者は、入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は、共同住宅建築敷地です。

申請者の〇〇さんは、当該申請地が国道8号線の傍で交通の便がよく、近隣の上飯野・福島地区の工業団地や事業所への通勤にも便利なことから、需要が見込めるとして、共同住宅を建設する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、2階建てアパート3棟で22世帯分の住宅と、39台分の駐車場を整備する計画であり、必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「共同住宅建築敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、平成26年11月11日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、面積が3,000㎡以上のため、転用が許可されるには開発行為の許可も必要となります。
以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

国道8号線のそばの案件ですが、大規模な転用なので、排水等の計画について、業者には、大丈夫かどうか念を押して確認し、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

土地改良区から雨水の排水について、同意はあるのでしょうか。

事務局

入善土地改良区の同意があります。農振除外申請の際にも協議はしており、富山県新川農林振興センターにおいても協議済みです。また、面積が3,000㎡以上ありますので、開発行為の許可も必要となり、その際に、雨水排水計画もきちんと審査がありますので、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第14号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町栲山〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は121㎡です。

譲渡人は大阪府泉佐野市本町〇〇番〇〇号の〇〇さんで、譲受人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場敷地で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、所有する車の台数の増加に伴い、既存敷地では駐車スペースがないため、住宅敷地と隣接している申請地を駐車場敷地として拡張する計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

拡張後の面積は、575.34㎡と一般住宅基準の500㎡より大きな面積ですが、必要最小限な面積と認めら

れます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり、第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

また、申請地は用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人の前所有者と譲受人が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、平成9年から駐車場として利用していたことから、始末書を添付しての申請となっています。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

現地の確認は私が行いました。譲渡人と譲受人とは親戚関係で、譲渡人が、相続による権利関係を整理しようとした時に、申請地の地目が農地のままであることが発覚したそうです。用途地域内の宅地に囲まれた農地ですので、事務局の説明のとおりで、問題ないと思い、確認印を押しました。

よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第15号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第16号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成26年11月27日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、12月末で期限が切れる利用権設定の更新が多数あり、新規10件、更新74件、合計84件の申請となっています。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。目川〇〇、目川〇〇、地目はすべて田、計2筆で面積は3,011㎡、貸付人は大阪府堺

市北区中百舌鳥町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇の〇〇さん外1名、借受人は入善町目川〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり12,100円で期間は5年です。

申請番号2番。青木〇〇、福島〇〇、福島〇〇、福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計5筆で面積は10,875㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号3番。青木〇〇、上飯野〇〇、福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計4筆で面積は3,156㎡、貸付人は入善町袖沢〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号4番。福島〇〇、福島〇〇、袖沢〇〇、地目はすべて田、計3筆で面積は4,199㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号5番。福島〇〇、地目は田、計1筆で面積は2,337㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号6番。若栗新〇〇、若栗新〇〇、福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計4筆で面積は8,393㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号7番。福島〇〇、福島〇〇、地目はすべて田、計2筆で面積は801㎡、貸付人は入善町福島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町福島〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,000円で期間は10年です。

申請番号8番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積は905㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,100円で期間は20年です。

申請番号9番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積は684㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,100円で期間は20年です。

申請番号10番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積は153㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は2,100円で期間は7年です。

続いて、再設定です。件数が多いので、地区ごとに報告させていただきます。

入善地区はありません。

上原地区は10件、38筆、58,899㎡。

青木地区は7件、13筆、30,474㎡。

飯野地区は7件、25筆、50,919㎡。

小摺戸地区は40件、147筆、297,305.71㎡。

新屋地区は8件、44筆、53,617㎡。

櫛山、横山、舟見地区はありません。

野中地区は2件、5筆、11,410㎡。

以上、再設定の合計は、74件、272筆、502,624.71㎡です。

今回は新規と再設定合わせて、合計84件、295筆、528,870.71㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

松原委員

今回は、集積協力金等の補助金の対象はなしですか。

事務局

全て相対の権利の設定なので対象ではありません。申請者には、協力金の活用について説明をしましたが、利用しないとのことで、今回の申請となりました。

営農組合については、当初から相対で契約していることから、新規の人との兼合いもあり、相対での権利の設定としているところであります。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等ございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。

中島茂樹委員

以前、農地中間管理機構から借受けを希望するかどうかの話がありましたが、結局、借受けを希望する経営体はどのくらいになったのでしょうか。また、貸付けを希望する面積はどのくらいになったか、分かりますか。農地中間管理機構に関わる現状を教えてください。

事務局

借受け希望としましては、人・農地プランに位置づけられている経営体は、全て農地中間管理機構を利用するという状況となっております。

農地の出し手の状況としましては、入善町農業公社からの情報ですと、現時点で農地中間管理機構通しでの新規設定は、約100haとのことです。

中島茂樹委員

農地中間管理機構からの借受けを希望する経営体への農地の配分は、どのようになっているのでしょうか。

担い手支援の立場からすると、これから育成すべき小規模な経営体にこそ優先的に農地を配分して欲しいと思うのですが。

事務局

農地中間管理機構から借受け希望経営体への配分は、県知事決定であります。町で配分計画案を作成し、農業委員会の意見を聴き県へ提出することになります。ただ、配分計画案を作成するといいますが、現実には、入善町農業公社での受付時点で、話し合いによる借り手の調整が整った状態での申請がほとんどとなっております。

なお、平成27年産に向けた農地中間管理機構を利用した権利の設定は、2月の農業委員会で審議することになります。配分計画は県の決定のため、平成27年産からの設定の期限となりますのでご注意ください。その場合、平成27年1月20日までに、利用権設定の書類を入善町農業公社に提出する必要がありますので、よろしくお願ひいたします。

笹原委員

今さらの質問ですみませんが、利用権設定について、契約期間が5年だったり20年だったりといろいろありますが、特に問題はないのですか。

事務局

問題ありません。農業者年金や農地集積協力金等の補助金を受けるための利用権設定であれば、契約期間は10年以上という縛りはあります。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

農業者年金に係る説明会の開催についてお知らせします。12月10日、13時30分から、みな穂農業協同組合2階の会議室にて、富山県農業会より講師を招いて加入推進としまして、加入対象に該当します農業者さんへと、受給予定者さんへの説明会を開催いたします。加入推進の部分で農業者年金の制度についても説明がありますので、制度を認識していただくためにも、農業委員の皆様にも是非ご参加くださいますようお願いいたします。

また、先日は視察研修、お疲れ様でした。参加された皆様には、会費の残金の返金と、収支報告書と写真を同封していますので、ご確認ください。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第5回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、平成27年1月14日 水曜日、午後3時00分から行い、その後、午後5時30分から恒例の新年会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

（閉会 午後2時50分）